



交番だより 下和泉交番



泉警察署

下和泉交番
045-805-0110

サギ撲滅の2本柱

1 こんな言葉を電話で聞いたらサギだ!

「急にお金が必要! 用意して!」
「キャッシュカードを預かります。」
「ATMで医療費を還付します。」



2 留守番電話設定のお願い!

「犯人は留守番電話を嫌います。」
「常に留守番電話設定を!」
「留守番電話が作動する前に取らないで!」
「迷惑電話防止機能付き機器の購入検討を!」



神奈川県警察

9月11日は「警察相談の日」

短縮ダイヤル#9110にダイヤルすると警察本部の警察総合相談室につながります。

どこに相談したらいいの?といった困りごとがございましたらご利用ください。

神奈川県警察の警察総合相談室につながらない場合は、相談直通ダイヤル(045-664-9110)へおかけください。

秋の全国交通安全運動

《スローガン》

～秋の夕暮れ ライトと反射材で守る命～

《実施期間》

9月21日(月)から9月30日(水)までの10日間

《目的》

全ての県民を交通事故から守るために、県民一人一人が交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて交通事故防止の徹底を図ります。

【次のことを心がけましょう!】

(1) 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

(2) 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

(3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

(4) 二輪車の交通事故防止



神奈川県

迷惑行為防止条例 の一部改正!!

令和8年9月1日施行

第11条(つきまとい等の禁止) の規制対象拡充

Q. 何が規制対象になるの?

A. 正当な理由がないのに、相手の承諾を得ないで以下の行為を行うことです。

- ・紛失防止タグを取り付けたり、取り付けた物を交付すること
 - ・取り付け等した紛失防止タグの位置情報を取得すること
- 等が対象となります。

※詳細は、神奈川県警察ホームページをご覧ください。

神奈川県警察ホームページ

(<http://www.police.pref.kanagawa.jp/>)

トップページ > 暮らしの安全情報 > 安全・安心まちづくり > 神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例の概要について



動物愛護週間



毎年9月20日から26日は、「動物愛護週間」として、様々な動物愛護に関する取組が全国的に行われます。

県警察においても、動物虐待事犯の取締りを行っており、愛護動物に対して暴行を加える、餌を与えないといった行為や多頭飼育崩壊(飼い主が世話できる数以上に犬や猫を増やしてしまい、世話ができなくなり破綻してしまうこと)などを検挙しています。

愛護動物を傷つけたり、不衛生な場所で飼育したり、遺棄したりすることは犯罪です。人と動物が共に暮らしていける社会を実現しましょう。

◎愛護動物とは…

牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと、あひるなど



下和泉交番からのお知らせ

窃盗事件が発生!

下和泉交番管内の一般住宅や商業施設で、無施錠で駐輪中の自転車盗まれる窃盗事件が複数発生しています。

不審者を見たら110番!